

# 融資あっせんのご案内

- 本制度に加入して1年以上経過した後、正常に掛金を払い込んでいる加入者で、かつ借入金の返済が確実と認められた方は、北海道商工業支援協同組合(以下、組合という。)へのあっせんが受けられます。
- 融資あっせんには、商工会の金融審査委員会における審査が必要な場合があります。
- 資金の用途は、運転または設備資金で、加入者があっせんの対象になります。
- 融資利率、限度額等の融資条件及び借入手続きについては、商工会へお問い合わせください。

## 1 融資の内容

融資種別	資金用途	返済期間	融資額	利率		保証人
				返済期間	利率※2	
第三者保証	運転	5年以内	下記(1)をご参照ください。	3年以内	1.50%	下記(2)をご参照ください。
	設備	10年以内		5年以内	1.55%	
第三者無保証※1		運転・設備		5年以内	10年以内	
	積立金範囲内	運転・設備		1年超10年以内	5年以内	
積立金範囲内(短期)	運転・設備	1年以内	融資対象積立金額	1年超10年以内	0.40%	不要
			融資対象積立金額	1年以内		

※1 申込者(法人の場合は代表者)の最終返済時年齢が満75歳までの方  
 ※2 融資利率は金融情勢により、毎年4月・10月に見直しされます

### (1) 融資限度額

#### ① 第三者保証融資

積立金が  
 50万円未満……………融資対象積立金額の2倍以内  
 50万円以上100万円未満…融資対象積立金額+150万円  
 100万円以上250万円未満…融資対象積立金額+300万円  
 250万円以上400万円未満…融資対象積立金額+400万円  
 400万円以上……………融資対象積立金額+500万円

#### ② 第三者無保証融資 次の1)又は2)の多い方の額

1) 商工貯蓄共済加入者数×10万円(20口・200万円限度)  
 2) 積立金が  
 50万円未満……………融資対象積立金額の2倍以内  
 50万円以上100万円未満…融資対象積立金額+100万円  
 100万円以上300万円未満…融資対象積立金額+150万円  
 300万円以上……………500万円

### (2) 保証人

#### ① 第三者保証融資

1) 法人の場合…代表者個人1名及び第三者1名以上を必要とします。  
 2) 個人の場合…専従者又は生命保険金受取人のうち1名及び第三者1名以上を必要とします。

#### ② 第三者無保証融資

1) 法人の場合…代表者個人1名を必要とします。  
 2) 個人の場合…専従者又は生命保険金受取人のうち1名を必要とします。

### 2 融資申込み金額

1,000万円以下の申込み……………10万円単位  
 1,000万円を超える場合の申込み…50万円単位

### 3 返済方法

元金均等の分割返済となります。ただし、積立金範囲内(短期)は一括返済を選択できます。

### 4 融資実行日

融資は、毎月5日と25日に組合から実行されます。ただし、積立金範囲内(短期)は毎月5日、10日、15日、20日、25日、30日に実行されます。(土・日・祝日の時は、翌営業日)

※融資手続きがありますので、お早めに商工会へお申込みください。



## 税務の取扱い

加入者	被保険者	保険金受取人	経理処理		受取保険金の処理	
			保険料	手数料	経理処理	
法人	役員従業員	法人	福利厚生費	雑費又は支払い手数料	受取時…雑収入	支給時…退職金 弔慰費
	従業員	従業員家族	給与(注1)	雑費又は支払い手数料		
個人企業	事業主	事業主家族	事業主勘定(必要経費不算入)(注2)			
	従業員	事業主	福利厚生費	雑費	受取時…雑収入 (事業所得)	支給時…退職金 弔慰費

注1) 従業員全員を被保険者として契約した場合は、給与でなく福利厚生費として損金処理が可能です。

注2) 生命保険料控除の対象となります。

2017年10月作成

小さな掛金で大きな安心

# 商工貯蓄共済

## 貯蓄

～自己資本の充実へ～

## 保障

～企業と家族に安心～

## 融資

～企業の資金繰り～



商工会・北海道商工会連合会



# 商工貯蓄共済制度

## 制度のあらまし

この制度は、商工会の事業として国から認められ、月々わずかな掛金で、「貯蓄」「保障」「融資」の3つの機能を組合せた、全国の商工会員とその家族、従業員が加入できる商工会独自の共済制度です。

### 貯蓄

#### 自己資本の充実

毎月の掛金は、その大部分が貯蓄積立金となり、知らず知らずのうちに資金が積み立てられ、自己資本の充実が図られます。

### 保障

#### 企業と家族に安心

掛金の一部が割安な保険料に充てられ、万一の場合、保険金をお受け取りになることができ、ご家族も安心できます。

### 融資

#### 企業の資金繰り

一定の条件のもとに低利な事業資金のあっせんが受けられ、企業の資金繰りが安定します。

※商工貯蓄共済制度の新規加入時には、北海道商工業支援協同組合への加入が必要です。(出資金1口 200円)

## 毎月の積立で資本の充実

### 貯蓄

掛金

月額1口につき  
**2,000円**

※加入口数に応じて診査基準があります。

掛金

年額1口につき  
**24,000円<sup>①</sup>**

経費

年額1口につき  
**1,200円<sup>②</sup>**

#### 貯蓄積立金の一部取崩し制度

急な資金需要にお応えするために共済契約を解約することなく、積立金の一部を取崩して利用することができます。

## 団体契約で有利な保障

### 保障

(普通死亡保障)  
**生命**

保険料は掛金から差し引かれます。  
(別表 生命保険料一覧表)

保険料

年額1口につき  
**円<sup>③</sup>**

(年齢、性別により異なります)

保険金額

6歳～46歳→1口につき**100万円**  
47歳～54歳→1口につき**50万円**  
55歳～70歳→1口につき**25万円**

掛金残高

(①-②-③)

円

×

加入口数

口

=

円

貯蓄積立金

## 低利な融資で経営の安定

### 融資

加入後1年を経過すると、積立金を担保に低利な融資がご利用できます。

(※融資限度額、利率等の融資条件及び借入手続きについては商工会へお問い合わせください。)

# 商工貯蓄共済に加入するには…

## ■加入できる方

この制度にご加入できる方は、商工会の会員です。ただし、保険の対象となる方(被保険者)は、6歳から70歳までの健康な会員およびその家族、従業員です。

## ■加入期間と毎月の掛金

加入期間は10年間(新規加入、契約更新時に66歳～70歳の方は5年間)で、毎月の掛金は年齢に関係なく、1口2,000円、お1人につき最高20口40,000円までご加入いただけます。

	6歳～14歳	満15歳～65歳	66歳～70歳
加入口数	最高10口	最高20口	
加入期間	10年		5年

- ・加入契約時の年齢により、加入期間及び加入限度口数が異なります。
- ・加入申込時点で満15歳未満の場合、死亡保険金額の引受限度額は他社・他業界の死亡保険金、火災死亡保険金等を通算して1,000万円です。

## ■貯蓄積立金

毎月の掛金から年1回保険料と経費が差し引かれ、残りが貯蓄積立金になります。

## ■貯蓄積立金の解約払戻し

中途解約される場合は、貯蓄積立金から、保険料と経費を差引いた金額を払い戻します。

## ■保険金と保険料、経費

保険金・保険料(別表)は年齢と性別により異なり、事務経費は1口につき年額1,200円です。

契約年齢	保険金額
6歳～46歳	1口につき100万円
47歳～54歳	1口につき 50万円
55歳～70歳	1口につき 25万円

※保険金の支払等についての詳細は、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

## ■保険契約と診査基準

年齢と加入口数により、医師の診査が必要となる場合があります。

〈診査基準〉

年齢	告知書扱	診査医扱
6歳～14歳	1口～10口 (100～1,000万円)	
15歳～39歳	1口～20口 (100～2,000万円)	
40歳～46歳	1口～12口 (100～1,200万円)	13口～20口 (1,300～2,000万円)
47歳～54歳	1口～20口 (50～1,000万円)	
55歳～65歳	1口～20口 (25～500万円)	
66歳～70歳	1口～20口 (25～500万円)	

1. 告知書扱で告知事項が事実と相違すると、保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
2. 告知書扱でも既往症等のある方は診査を要することがあります。
3. 既加入契約がある場合は、5年間の全契約と新契約を合算した保険金による診査基準となります。
4. 治療困難または再発のおそれのある病気を患われた方についてはご契約できません。

※生前給付特約(リビング・ニーズ特約)

加入した被保険者が余命6ヵ月以内と判断された時、被保険者に対し生前に保険金を支払う特約を付加することができます。保険料の変更はありません。特約保険金を被保険者が受取られる場合は、非課税扱いとなります。

## ■保険契約の発効と保障の消滅・失効

保険契約は加入した翌日から発効となります。ただし、有診査の場合は診査完了承認後となります。なお、途中で脱退・解約される場合は、解約申出日で保障は消滅します。また、6ヵ月以上掛金が中断し払込みがない場合、除斥され失効になる場合があります。

## ■保険配当金と解約返戻金

死亡・満期時に配当金がある場合には、配当金が支払われます。また、中途解約された時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金が支払われます。

(注)貯蓄積立金及び保険契約は、引受機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構及び生命保険契約者保護機構による保護が図られますが、破綻金融機関等の財産状況により貯蓄積立金を削減されたり、保険契約内容を変更される場合があります。